

基本施策Ⅱ－1

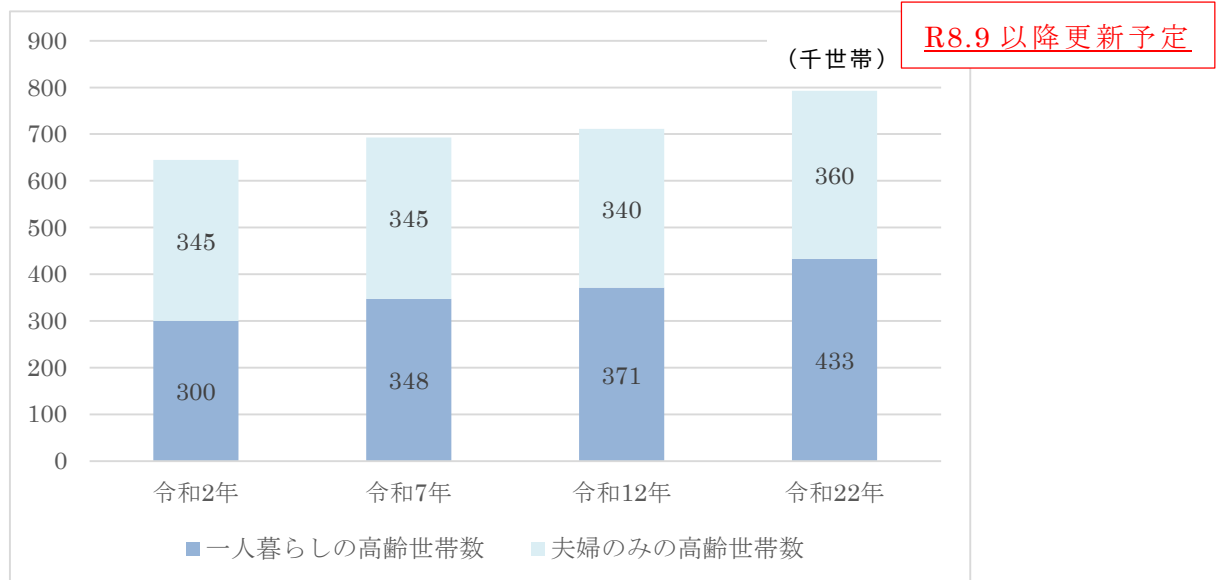
地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

趣旨 地域の支え合い体制づくりと防犯・防災の環境整備を行い安全・安心な地域づくりを推進します

現状

- 核家族化に伴う一人暮らしの高齢者や夫婦のみの高齢世帯が増加するとともに、要介護（要支援）認定者や認知症高齢者の急激な増加が見込まれています。（図 3-2-1-1）

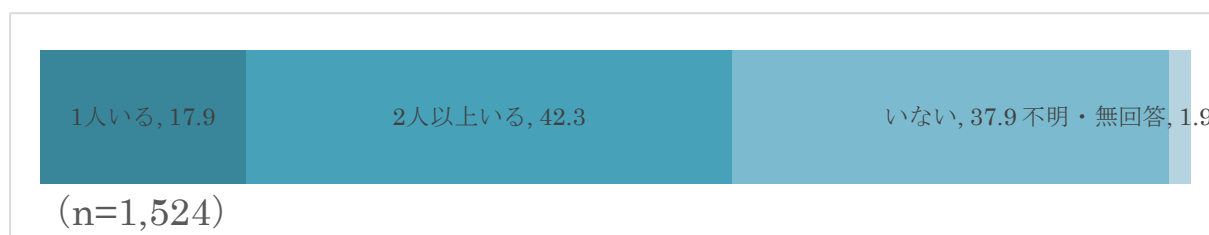
図 3-2-1-1 一人暮らしの高齢世帯数、夫婦のみの高齢世帯数の将来推計



※令和2年（2020年）は、総務省統計局「国勢調査結果」、令和7年（2025年）以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計、2019年推計）」による。

- また、内閣府「高齢社会対策総合調査」（令和7年）によると、親しくしている友人の有無については、「2人以上いる」との回答が 42.3%、「1人いる」との回答が 17.9%、「いない」との回答が 37.9%となっています。（図 3-2-1-2）

図 3-2-1-2 親しくしている友人の有無



内閣府「[高齢社会対策総合調査](#)」(令和 7 年)による。

- 地域では、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化しながら顕在化しています。例えば、社会的孤立、貧困、ヤングケアラー、高齢の親が中高年になったひきこもりの子供を支える「8050問題」や、子育てと介護を同時に抱える「ダブルケア」に悩む世帯など、人生を通じて複雑化した複合的な問題や、これまでの制度や仕組みでは対応が困難な状況がみられます。
- 厚生労働省の「被保護者調査」(令和 3 年度確定値及び令和 2 年度確定値)によると、生活保護受給者は、総数が前年の 203 万人から 201 万人へ減少したものの、65 歳以上は 105 万人台で横ばいとなっています。また、総数に占める高齢者の割合は、半数以上となっています。(表 3-2-1-3)

表 3-2-1-3 生活保護被保護者の状況 (単位：人)

	被保護者総数 (A)	うち高齢者 (B)	高齢者割合 (B/A)	平均年齢(歳)
千葉県 (R3)	52,384	27,126	51.78%	59.8
(R2)	51,529	26,722	51.86%	59.5
全国 (R3)	2,008,950	1,054,760	52.50%	60.1
(R2)	2,025,870	1,054,243	52.04%	59.6

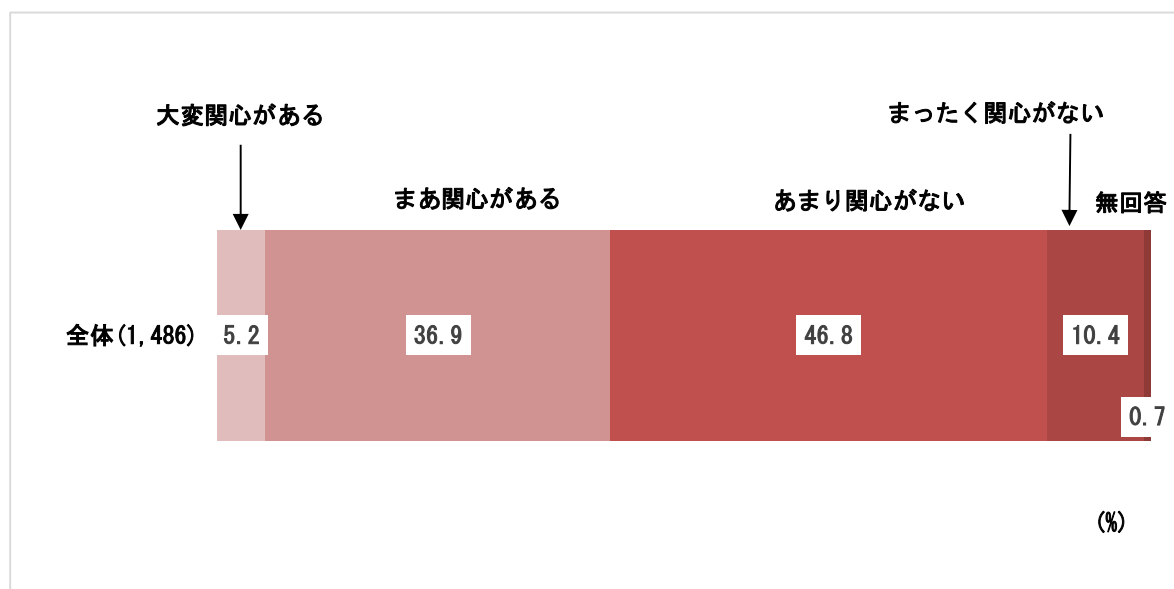
※厚生労働省「被保護者調査」(令和 3 年度確定値及び令和 2 年度確定値)による。

- 一人暮らしの高齢世帯又は夫婦のみの高齢世帯が増加し、要介護度が比較的軽度の高齢者や認知症の人が増加するなど、地域における生活支援の必要性が高まっています。このため市町村が中心になって、多様な事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に行う生活支援体制整備事業が進められています。

地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

- 第 69 回県政に関する世論調査（令和 7 年度）によると、42.1 % の人が市民活動団体の活動やボランティア活動に関心があると回答しています。（図 3-2-1-4）

図 3-2-1-4 市民活動団体の活動や、ボランティア活動に関心があるか



R8 世論調査
の結果公表
後、再更新予
定(R9.1月下
旬)

※第 69 回県政に関する世論調査（令和 7 年度）による。

- 認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」や、認知症サポーター養成講座の講師役である「キャラバン・メイト」は年々養成が進んでおり、令和 7 年度末時点で認知症サポーターは約 73 万人、キャラバン・メイトは 5,377 人となっています。（表 3-2-1-5）

表 3-2-1-5 認知症サポーター数（千葉県）

（単位：人）

	R <u>3</u> 年度	R <u>4</u> 年度	R <u>5</u> 年度	R <u>6</u> 年度	R <u>7</u> 年度
サポーター数	<u>565,092</u>	<u>604,231</u>	<u>684,413</u>	<u>688,961</u>	<u>729,873</u>

※全国キャラバン・メイト連絡協議会調べ（各年度 3 月 31 日現在）

- 犯罪被害者に占める高齢者の割合は横ばいにあり、「電話 d e 詐欺」のうち「オレオレ詐欺」は約 6 割、「還付金詐欺」は約 8 割、「侵入窃盗（空き巣、忍込み）」においても 4 割程度と高くなっています。（表 3-2-1-6、3-2-1-7）

表 3-2-1-6 電話 d e 詐欺被害件数（千葉県）

	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	R7 年
件数	<u>1,103</u>	<u>1,457</u>	<u>1,310</u>	<u>944</u>	<u>1,206</u>
被害金額 (百万円)	<u>2,607</u>	<u>3,404</u>	<u>2,966</u>	<u>4,195</u>	<u>7,339</u>

※千葉県警察調べ

※件数及び被害金額は、SNS 型投資詐欺・ロマンス詐欺を除く。

※「電話 d e 詐欺」とは、振り込め詐欺を始めとする「特殊詐欺」の実態を周知するため、公募により決定した本県での広報用の名称です。

表 3-2-1-7 犯罪被害者に占める高齢者の割合（千葉県）

	全刑法犯	電話 d e 詐欺		侵入窃盗 (空き巣、忍込み)
		オレオレ詐欺	還付金詐欺	
割合	<u>11.4%</u>	<u>58.8%</u>	<u>78.7%</u>	<u>42.5%</u>

※千葉県警察調べ（令和 7 年中）

※オレオレ詐欺についてはニセ警察詐欺を含む。

- 高齢者の刑法犯検挙人員はここ数年増加傾向にありますが、刑法犯検挙人員に占める高齢者の割合は減少しています。（表 3-2-1-8）
- また、高齢者の刑法犯検挙人員に占める再犯者人員の比率（再犯者率）の推移を見ると、ここ数年増加傾向にあり、再犯者率も 5 割近くにのぼります。（表 3-2-1-9）

表 3-2-1-8 刑法犯検挙人員及び高齢者率の推移（千葉県）

	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
65 歳以上検挙人員	<u>1,745 人</u> <u>26.0%</u>	<u>1,772 人</u> <u>23.3%</u>	<u>1,807 人</u> <u>22.1%</u>	<u>1,875 人</u> <u>21.9%</u>
検挙人員総数	<u>6,700 人</u>	<u>7,589 人</u>	<u>8,178 人</u>	<u>8,573 人</u>

※千葉県警察調べ

表 3-2-1-9 刑法犯高齢者の検挙人員に占める再犯者人員（率）の推移（千葉県）

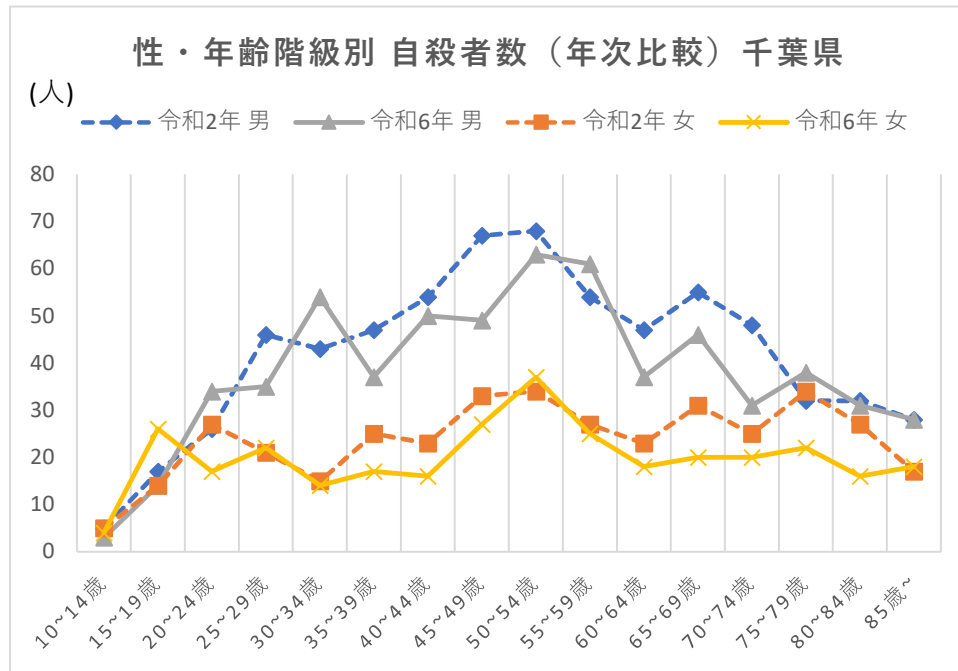
	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
65 歳以上再犯者人員	<u>854 人</u> <u>48.9%</u>	<u>864 人</u> <u>48.8%</u>	<u>884 人</u> <u>48.9%</u>	<u>890 人</u> <u>47.5%</u>
65 歳以上検挙人員	<u>1,745 人</u>	<u>1,772 人</u>	<u>1,807 人</u>	<u>1,875 人</u>

※千葉県警察調べ

地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

- 性・年齢階級別に自殺者数の状況を見ると、県の人口構成の影響も受けていますが、令和6年（2024年）の自殺者数は、男性女性ともに他の年齢階級と比較して、50～54歳が多くなっています。（図3-2-1-10）

図3-2-1-10 性・年齢階級別 自殺者数（年次比較）（千葉県）



地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

- 令和 7 年中の千葉県内の交通事故死者 122 人のうち、高齢者は 62 人と 5 割以上を占めており（表 3-2-1-11）、そのうち 30 人は歩行中に事故に遭っています。また、高齢者の運転免許保有者は年々増加しています。

表 3-2-1-11 高齢者の交通事故者数（千葉県）

	<u>R3</u> 年	<u>R4</u> 年	<u>R5</u> 年	<u>R6</u> 年	<u>R7</u> 年
高齢死者数(人)	<u>73</u>	<u>64</u>	<u>69</u>	<u>68</u>	<u>62</u>
全死者数(人)	<u>121</u>	<u>124</u>	<u>127</u>	<u>131</u>	<u>122</u>
構成率	<u>60.3%</u>	<u>51.6</u>	<u>54.3%</u>	<u>51.9%</u>	<u>50.8%</u>

※千葉県警察調べ

- 身体的虐待、介護放棄、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待など、養護者による様々な高齢者虐待が発生しています。（表 3-2-1-12）

表 3-2-1-12 養護者による高齢者虐待件数（千葉県）

	<u>R2</u> 年度	<u>R3</u> 年度	<u>R4</u> 年度	<u>R5</u> 年度	<u>R6</u> 年度
件数	<u>797</u>	<u>779</u>	<u>737</u>	<u>699</u>	<u>749</u>

※千葉県高齢者福祉課「養護者による高齢者虐待についての対応状況件数」

- すべての市町村で個別避難計画が作成済みとなったものの、要支援者一人ひとりに対する作成率は低い状況です。（表 3-2-1-13）

表 3-2-1-13 個別避難計画の作成率（千葉県）

	<u>R7</u> 年度	<u>R8</u> 年度
<u>作成率</u>	<u>6.5%</u>	<u>7.6%</u>

※千葉県危機管理政策課集計

- 高齢者・障害者・妊産婦など、避難所の生活において特別な配慮が必要な方とその家族を受け入れる「福祉避難所」は、小学校区に 1 箇所程度の割合で指定することが望ましいとされており、本県における小学校区数に対する福祉避難所数の割合は、令和 6 年 11 月現在で 153%です。市町村別に見ると、100%以上が 42 市町村、100%未満が 12 市町となっています。

- 新型コロナウイルス感染症では、これまで想定していた感染症対策だけでは対応が困難だったことから、新たな感染症等にも対応し得る体制を整える必要が生じています。

また、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、新たな感染症の発生及びまん延に備えるため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が改正されました。

課題

- 近年、核家族化が進行するとともに地域社会における人と人とのつながりが希薄化するなど、家庭や地域における相互扶助機能が弱まっています。一方、大規模災害や感染症の流行等の有事に備えるに当たり、地域住民による日常的なつながりや支え合いの重要性が改めて認識されています。

- 一人暮らしの高齢世帯や夫婦のみの高齢世帯、認知症の人が孤立することなく、必要な支援を受けながら安心して暮らせるよう、地域における声かけや見守り等の実践が求められています。

- 高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくためには、行政だけでなく住民自らが主体となり、互いに顔の見える関係を築くとともに、多様な主体がそれぞれの強みを生かし、連携・協働して助け合うことができる体制を築くことが必要です。

現在、すべての市町村において、電気・ガス・水道・郵便局などの事業者と協力し、通常業務に支障のない範囲内で、地域の高齢者に何らかの異常を発見した場合に行政につなぐ見守りネットワークが整備されていますが、引き続き支援を必要とする高齢者等への継続的な見守りを行うことが重要です。

- 高齢者のみならず、障害者、生活困窮者等、地域に住む様々な人が、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えてつながる地域共生社会の実現に向けた取組を推進することが必要です。

また、困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えられるよう、包括的な支援体制の構築が求められます。

- 地域包括支援センターは、上記の課題に対応するため、障害分野や児童福祉分野、生活困窮者支援などの他分野と連携促進を図り、重層的な支援体制の整備を進めることが重要です。

- 認知症の人が安心して外出できる地域の見守り体制や、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みの構築が求められています。
- 今後、一人暮らしの高齢世帯や夫婦のみの高齢世帯が世帯類型の中で大きな割合を占めていくことを踏まえ、ゴミ出しや買い物などのちょっとした生活支援の充実が求められます。
- 近年の千葉県における高齢者の刑法犯検挙人員はやや増加しているものの、検挙人員総数に占める高齢者の割合は減少傾向にあります。しかし、全国調査によると、高齢者が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高い（法務省「令和7年版 再犯防止推進白書」から）ことから、高齢者による犯罪を減らすためには、再犯の防止が効果的です。
- 高齢者を狙った悪質な訪問販売事業者などが、巧妙な手口で不安をあり、不当な契約をさせる事例が後を絶たないことから、引き続き、不適切な取引行為を行う事業者に対する指導等を行う必要があります。
- 犯罪被害・消費者被害を未然に防ぐためには、行政や警察の取組に加え、一人一人が「自分の身は自分で守る」という防犯意識・消費者意識を持つことが大切です。そのためには、消費者自身が合理的な意思決定を行い、危害を回避したり、被害に遭った場合に相談機関を利用したりするなど、適切に対処することができる能力を身に付けるための消費者教育を推進することが必要です。
- 自殺の多くが様々な悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」であり、そのほとんどは「防ぐことのできる死」であるということを認識する必要があります。
そのため、自殺に関する誤解を解消し、また、自殺対策に携わる者が十分にこのことを理解した上で、関係者や県民の理解を進めていく必要があります。
- 高齢者の交通安全意識を高めることはもちろん、地域ぐるみで高齢者を交通事故から守る取組を促進することが重要です。

- 高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送れるよう、市民後見人の養成を含めた成年後見制度の より一層の利用 促進のほか、各種の権利擁護 支援 の取組が求められています。
- 高齢者虐待の件数は高止まりしており、より一層の対策が求められます。
- 災害発生時に、一人暮らしの高齢者や認知症の人等支援の必要な人たちに対し市町村が迅速に対応できるよう、日頃、関係機関や関係者間で連携体制を整えておくとともに、災害情報の確実な周知や、自主防災組織の強化、緊急時の避難支援方法の確立等について、市町村等に対する支援を行う必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症では、これまで想定していた感染症対策だけでは対応が困難であったことから、医療機関を含む関係機関や関係者間での連携を強化しておく必要があります。
- 介護事業所等においては、災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することが重要であり、指定基準により、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられているところであり、管内の介護サービス事業者に対して適切な助言及び援助を行うことが必要です。
- 大規模災害や新興感染症の流行等の有事に備え、平時から情報発信や普及啓発を行い、県民の意識の向上を図っていくことが重要です。

取組の基本方針

① 地域での支え合い・見守りネットワークの整備促進

- 支援が必要な高齢者や認知症の人が、地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、それぞれの地域の実情に応じた多様な仕組みで重層的に支え合い、見守るためのネットワークの整備を促進します。
- 子どもから高齢者まで県民一人一人が、地域において声掛けや見守りなどの支え合い活動を実践するきっかけづくりに取り組みます。
- 地域において、民生委員や自治会をはじめとした様々な分野の人々が、地域づくりのあり方や取組を考える組織づくりを進めるとともに、様々な分野の担い手が連携していくよう啓発等を行います。
- 介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援・介護予防サービスや、「地域ケア会議」などを通じて地域づくりに取り組む市町村を支援します。
- 頼れる身寄りがない高齢者の方が、地域で安心して生活が続けられるよう、地域ケア会議の効果的な実施や関係者間の連携を推進するため、地域包括支援センターのさらなる機能強化に向けた支援の充実を図ります。

取組
「ちばSSK（しない・させない・孤立化 [!] ）プロジェクト」の普及啓発（高齢者福祉課）
見守りネットワークの整備支援（高齢者福祉課） （くらし安全推進課）
認知症見守りSOSネットワークの構築の促進（高齢者福祉課）
地域福祉フォーラムの設置促進（健康福祉指導課）
コミュニティソーシャルワーカーの育成（健康福祉指導課）
地域包括ケアシステムに関する県民への普及啓発（再掲）（高齢者福祉課）
認知症サポーターの養成・活躍（再掲）（高齢者福祉課）

認知症の職域サポーターの養成（再掲） （高齢者福祉課）
<u>認知症こどもサポーターの養成（再掲）</u> <u>（高齢者福祉課）</u>
チームオレンジの <u>取組</u> の促進（再掲） （高齢者福祉課）

② 生活支援体制整備の促進

- 高齢者の在宅生活を支えるため、NPO、ボランティア、民間企業等の多様な主体による介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築や、関係者間のネットワーク化等に取り組む市町村を支援します。
- 生活支援コーディネーターは、高齢者の地域での当たり前の暮らしを支援するために、生活支援等のサービスの情報提供や足りないサービスの開発等を進めるとともに、高齢者が様々なサービスにアクセスしやすい環境整備を進めていくという重要な役割があります。
そのため、目的・理念を持った生活支援コーディネーターを養成するほか、良好事例の情報提供等を通じ、生活支援コーディネーターが地域で役割を着実に遂行するようフォローアップ研修等を通じて支援します。

取組
生活支援コーディネーターの養成 （高齢者福祉課）
生活支援コーディネーターのフォローアップの実施 （高齢者福祉課）

③ 生涯を通じた福祉に関する教育・学習・ボランティア活動の促進

- 地域住民一人一人が、生涯を通じて福祉に関する教育・学習、ボランティア活動を継続できる仕組みづくりを進めます。
- 県民のボランティアに対する理解と参加を促進するため、活動体験の場と機会を提供するなど、幅広い世代に対する様々な広報・啓発を行います。
- 地域の高齢者等との交流や関係福祉施設への訪問等を通じ、次代を担う児童・生徒に対し、地域と連携した福祉教育を推進します。

- 地域福祉活動等のリーダー役となる人材を養成します。

取組
「さわやかちば県民プラザ」における生涯学習事業の推進（再掲） （教育庁生涯学習課）
県民向け市民活動・ボランティア普及啓発（再掲） （県民生活課）
ボランティア参加の促進（再掲） （県民生活課）
ボランティアの振興 （健康福祉指導課）
福祉教育の推進 （健康福祉指導課） （教育庁学習指導課）
生涯大学校の運営 （高齢者福祉課）
福祉ふれあいプラザの運営 （高齢者福祉課）
老人クラブ活動の活性化 （高齢者福祉課）

④ 安全・安心な生活環境の確保

- 高齢者 の身近で発生している「電話 d e 詐欺」や 侵入盗などの犯罪に巻き込まれない社会づくりに向け、地域の防犯力の向上、犯罪の起こりにくい環境づくりを促進します。
- また、高齢者の消費者被害を防止するため、消費者の自立を支援する講座の開催等を通じた学習の機会の提供など消費者教育を推進していきます。
- 高齢者が身近な市町村で消費生活相談を受けられるよう、市町村における消費生活相談体制の充実強化に向けた支援を行います。
- 高齢者に対する不当な取引行為を行う事業者に対し、関係機関と連携し指導等を行っていきます。
- 高齢者の交通事故防止に向けた取組を進めます。
- 虐待のない地域社会づくりに向け、P D C Aサイクルを活用した高齢者虐待防止の体制整備を行えるよう、市町村を支援します。また、専門職

地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

団体と連携し、虐待困難事例の対応に当たる市町村を支援します。養護者に該当しない者による虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止にも取り組みます。

- 介護サービス事業者や有料老人ホーム等においては、高齢者虐待防止法において虐待防止のための措置を講ずることが義務付けられており、引き続き、虐待防止対策の実施を促進していきます。また、高齢者福祉施設における高齢者権利擁護・身体拘束廃止を推進する人材を養成します。

取組
STOP！電話de詐欺 (くらし安全推進課) (警察本部生活安全総務課)
地域の防犯力アップの促進 (くらし安全推進課)
総合的な高齢者の安全・安心対策の推進 (警察本部生活安全総務課)
消費者教育及び啓発の充実 (くらし安全推進課)
相談体制及び悪質事業者の監視指導体制の充実・強化 (くらし安全推進課)
交通安全シルバーリーダー養成研修・シルバーネットワーク事業 (くらし安全推進課)
高齢者の交通死亡事故抑止対策の推進 (警察本部交通総務課)
運転免許自主返納者に対する支援措置の拡充 (警察本部交通総務課)
交通安全県民運動 (くらし安全推進課)
高齢者虐待防止対策の一層の推進 (高齢者福祉課)
高齢者権利擁護・身体拘束廃止の推進 (高齢者福祉課)
セルフ・ネグレクト（自己放任）への対応 (高齢者福祉課)

⑤ 困難を抱える高齢者への支援

- 頼れる身寄りがいない高齢者等や判断能力が十分でない高齢者の日常生活の自立等を支える取組を支援します。さらに、成年後見制度の利用促進のため、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置を促進するため

の研修や成年後見制度利用促進協議会を通じて、市町村における権利擁護支援の取組を支援するとともに、市民後見活動の促進に取り組みます。

- 生きづらさや生活や仕事などへの不安を抱える高齢者が、地域で自立した生活ができるよう相談支援の充実を図ります。
- 自殺のハイリスク者の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材等（ゲートキーパー）を養成する取組を支援します。
- 犯罪をした高齢者の再犯防止を推進するため、地域において必要な支援が途切れることなく行われる更生支援の仕組みづくりに取り組みます。
- 8050問題など複合的な問題等を抱える高齢者が相談に訪れる地域包括支援センターの機能強化を図ります。また、中核地域生活支援センターが地域で生きづらさを抱えた人を分野横断的に幅広く受け止める相談支援を行うとともに、市町村等からの求めに応じて専門的かつ多面的な視点に立った助言等の支援を行います。
- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援など、3つの支援を行う重層的支援体制整備事業を実施する市町村や実施を希望する市町村に対する支援を行います。

取組
日常生活自立支援事業の推進 （健康福祉指導課）
成年後見制度の <u>利用促進</u> （健康福祉指導課）
市民後見の推進 （高齢者福祉課）
生活困窮者自立支援事業 （健康福祉指導課）
自殺対策の推進に関する総合的な支援 （健康づくり支援課）
矯正施設出所者等に対する切れ目のない生活支援の推進 （健康福祉指導課）
地域包括支援センターへの支援（再掲） （高齢者福祉課）

中核地域生活支援センターの運営及び市町村への包括的相談支援体制の普及 (健康福祉指導課)
重層的支援体制整備を実施する市町村への支援 (健康福祉指導課)
ひきこもり対策の推進 (障害者福祉推進課)

(※)「重層的支援体制整備事業」(社会福祉法第106条の4)・・・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施するもの。令和3年(2021年)4月1日に創設。

⑥ 災害・感染症への対応

- 災害時に、円滑に必要な物資の供給が行えるよう、物資等の備蓄・調達体制の整備に努めます。
- 災害時に高齢者等が安全に避難できるよう、避難支援方法の確立や自主防災組織の強化の支援等に努めます。
- 大規模災害発生時は、「千葉県災害福祉支援チーム(DWAT)」を派遣し、リハビリテーション関連の災害支援チーム(千葉JRAT)等とも協力の上、被災者支援を行います。
また、必要に応じて、県外から応援派遣される支援チームを速やかに受け入れられるよう、受援体制の強化に努めます。
- 高齢者福祉施設や県民等に対し、感染症等に関する知識の普及・啓発を図り、発生予防とまん延防止に努めます。
- 大規模災害や感染症の流行等の有事に備え、平時からの高齢者施設の体制強化への助言、関係機関・関係者間の連携体制の強化や住民への普及啓発等に努めます。

取組
県民の防災意識の醸成 (危機管理政策課)
個別避難計画作成の支援 (危機管理政策課)

介護施設・事業所における感染症等発生及びまん延防止体制の確立 （高齢者福祉課）
介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の適切な運用支援 （高齢者福祉課）
自主防災組織等育成・活性化 （危機管理政策課）
避難所運営への支援 （危機管理政策課）
災害発生時の緊急物資等による支援 （防災対策課）
高齢者施設等での非常災害時の体制整備の強化・徹底 （高齢者福祉課）
高齢者福祉施設の防災機能強化 （高齢者福祉課）
千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）の体制強化 （健康福祉指導課）
高齢者施設等への災害発生時の支援 （健康福祉指導課） （高齢者福祉課）
施設の感染症等の発生予防及びまん延防止対策の普及・啓発 （健康福祉政策課）